

X - 1 - 1 - 1 - 02

5 年 保 存

秋 本 監 第 1 0 2 号

平 成 1 9 年 6 月 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

警察本部長褒賞制度の運用について（例規）

警察本部長褒賞制度については、「警察本部長褒賞制度について（通達）」（平成13年5月18日付け秋本監第93号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、同制度活用の一層の促進を図るため、褒賞の基準及び上申の手続きに関する規定等を整備したので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は平成19年6月7日をもって廃止する。

記

1 趣旨

警察本部長褒賞（以下「褒賞」という。）制度を定め、特異重要な事件の早期検挙、突発事案の発生に対する迅速適切な措置、県民の立場に立った問題の解決及び効果的な施策の企画立案と取り組み等で功労があった警察職員をタイムリーに賞揚してその功労を称え、組織全体の士気の高揚を図ろうとするものである。

2 褒賞の基準

次の各号の一に該当する警察職員に、褒賞を授与する。

- (1) 特異かつ重要な事件事故等を解決し、県民に対する警察の信頼を高めた者
- (2) 災害等における警戒防護又は人命救助等の功労があった者
- (3) 県民の要望を的確に把握し、解決に向け真摯に取り組み、地域の安全確保に貢献した者
- (4) 効果的又は効率的な施策の企画立案と取り組みを行い、他の模範と認められる者
- (5) 警察業務遂行上、重要な情報の入手に功労があった者
- (6) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が褒賞に値する功労があったと認める者

3 褒賞の上申

所属長は、所属職員が褒賞の基準に該当すると認めた場合、その功労に係る業務を主管する警察本部の課長等と協議の上、速やかに警察本部長褒賞上申書（様式1）により監察課長を経て本部長に上申するものとする。

4 褒賞の授与等

- (1) 褒賞は本部長が授与し、副賞を付与することができる。
- (2) 褒賞を授与した場合でも、その功労が本部長の賞詞又は賞誉に該当する場合は、別

途授与するものとする。

5 その他

- (1) 所属長は、褒賞制度制定の趣旨を理解し、表彰上申の時機を失しないように配慮すること。
- (2) 監察課長は、警察本部長褒賞受賞者台帳（様式2）を備え付けて管理するものとする。

様式 1

A - 4 - 2 - 1 - 05
1 年 保 存

秋 第 号
平成 年 月 日

秋田県警察本部長 殿

所 属 長

警 察 本 部 長 褒 賞 上 申 書

1 褒賞事案名				
2 被上申者	警察署(課・隊) 課 係 階 級 ふりがな 氏 名 年 齢			
3 功 勞 概 要	功勞の概要等について簡記すること。 添付資料 ・ 検挙報告書等を添付すること。			
4 その他	事案の社会的反響等について簡記すること。			
	表彰上申担当者		電話	

様式 2

課 長	監察官	監察官	次 長	担当者	表 彰 年 月 日	副 賞
					年 月 日	
事案種別						
功 勞 又 は の 概 要						
受 賞 者	所属 階級 氏 名 年 齡					
課 長	監察官	監察官	次 長	担当者	表 彰 年 月 日	副 賞
					年 月 日	
事案種別						
功 勞 又 は の 概 要						
受 賞 者	所属 階級 氏 名 年 齡					
課 長	監察官	監察官	次 長	担当者	表 彰 年 月 日	副 賞
					年 月 日	
事案種別						
功 勞 又 は の 概 要						
受 賞 者	所属 階級 氏 名 年 齡					